1 (略)	付 則	(中略)	4 • 5 (略)	一 一 ~ 十 (略)	でなければならない。 「百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したもの者追斥男矢男又に地力自治治(昭和二十二年治律第六十七号)第二	各号のいずれ	2 (略)	第十条 (略)	(職員)	(前略)	改正案	港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
					行う研修を修了したもの	る者であって、						設備及び運
1 (略)	付則	(中略)	4 • 5 (略)	一~十 (略)	者道所男矢事カぞど研偵を値つり	行う 肝疹援員は、	2 (略)	第十条 (略)	(職員)	(前略)	現	生営に関する基準を定める名
					行うが値を値可したものでたければたらたり	と答う / こっつごよけしばよっよい。次の各号のいずれかに該当する者であって、					行	采例新旧対照表

予定している者を含む。)」とする。は、「修了したもの(令和二年三月三十一日までに修了することを第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるの

付則

この条例は、公布の日から施行する。

ることを予定している者を含む。)」とする。るのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日までに修了す十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあ